

告 示 第 5 号

令和6年4月25日

鹿児島市船舶管理事業者

船舶局長 橋 口 訓 彦

令和6年度鹿児島市船舶局車両誘導等業務委託に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

令和6年度鹿児島市船舶局車両誘導等業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市船舶局契約規程（平成17年規程第2号）第1条で準用する鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します

記

1 入札に付する事項

(1) 業務の概要

令和6年度鹿児島市船舶局車両誘導等業務委託

(2) 履行場所

鹿児島市本港新町4番1号 鹿児島港桜島フェリーターミナル構内

鹿児島市桜島横山町61番地4 桜島港フェリーターミナル構内

(3) 契約期間

令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 令和6年度鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿の大分類「02警備又は受付業務」のうち小分類「03交通誘導・雑踏警備」に登録があるものであること。
- (3) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有し、かつ、交通誘導警備業務検定1級又は2級の有資格者を6名以上常時雇用していること。

- (4) 鹿児島市内の主たる事業所又は営業所において、常時雇用する従業員が100名以上であること。
- (5) この公告の日（以下「公告日」という。）から入札参加資格審査申請の受付期限の日までの間において、鹿児島市船舶局業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成16年11月1日制定）その他の本市で定める指名停止に関する規程に基づく指名停止又は鹿児島市船舶局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 公告日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (8) 公告日において、納期の到来している市税に滞納がないこと。（新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けているものを除く。）
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札参加希望者の申請方法等

- (1) 本入札に参加をする者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに鹿児島市船舶事業管理者（以下「管理者」という。）に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、本入札に参加することができない。
 - ア 令和6年度鹿児島市船舶局車両誘導等（令和6年6月～令和7年3月）業務委託契約制限付き一般競争入札参加資格審査申請書（様式あり）
 - イ 鹿児島市が発行する市税に滞納がないことの証明書（写しでも可。新型コロナウイルス感染症の影響により猶予を受けている場合は、公告日以降に発行された猶予を受けていることが確認できる証明書類）
 - ウ 技術職員（有資格者）名簿（様式1）
 - エ 従業員数調書（様式2）
 - オ 誓約書及び役員等名簿（様式あり）
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請書等の交付及び受付期間等

- (1) 交付及び受付期間

公告日から令和6年5月10日（金）午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 交付及び受付場所

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局営業課業務係（桜島港フェリーターミナル3階定期券・回数券発売所窓口）

(4) 提出部数

各1部

(5) その他

なお、交付する用紙は、全て本局ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/sakurajima-ferry>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和6年5月14日（火）までに通知する。

(2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から2日以内に管理者に対して、当該理由についての説明を求めることができる。

なお、説明を求める場合には、4の受付時間内に受付場所へ書面を持参して行わなければならない。

(3) (2)の説明を求められたときは、説明を求められた日から1日以内に書面により回答する。

6 仕様書の閲覧等及び質疑応答

(1) この業務の仕様書（以下「仕様書」という。）は、公告日から令和6年5月19日（日）までの間、本局ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書に関して質問がある場合には、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出しなければならない。ただし、ファックス及び電子メールによる場合は、17の問い合わせ先に送付した旨を電話で連絡しなければならない。

ア 受付期間

公告日から令和6年5月8日（水）午後5時15分まで（ただし、直接持参による場合は、土曜日、日曜日及び休日を除く。）

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ウ 受付場所

鹿児島市船舶局営業課業務係（桜島港フェリーターミナル3階定期券・回数券発売所
窓口）

エ 仕様書に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出すること。なお、
様式は本局ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2) に対する回答は令和6年5月14日（火）から同月17日（金）までの間、営業課
業務係において閲覧に供する。なお、本局ホームページにおいては、令和6年5月14日
（火）から同月19日（日）までの間、閲覧に供する。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和6年5月20日（月）午前10時30分

(2) 場所

鹿児島市桜島横山町61番地4
桜島港フェリーターミナル1階 多目的ホール

9 入札方法

(1) 郵送及びファックスによる入札は、認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札回数は、3回までとする。

10 入札保証金に関する事項

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。

11 最低制限価格

設定する。

1 2 開札の日時及び場所

開札は、8の日時及び場所において行う。

1 3 落札者の決定

予定価格の範囲内において最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で申し込みをした者は失格とする。

1 4 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 複数の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- キ 記載した文字を安易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- ク 再度入札において前回の入札の最低金額以上の金額による入札
- ケ 明らかに連合によると認められる入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。

(4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。

(5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 6 契約保証金に関する事項

契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の際に納付すること。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

17 お問い合わせ先

〒891-1419

鹿児島市桜島横山町61番地4

鹿児島市船舶局営業課業務係(桜島港フェリーターミナル3階定期券・回数券発売所窓口)

電話 099-293-4786

FAX 099-293-2972

電子メールアドレス spei-gyomu@city.kagoshima.lg.jp